

平川市市有施設

自動販売機設置事業者募集要項

令和 8 年 7 月

平 川 市

(財政課管財係)

平川市市有施設自動販売機設置事業者募集要項

平川市が行う市有施設への自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に応募される者は、この募集要項、平川市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱((平成31年2月1日施行)以下「要綱」という)、平川市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する一般競争入札実施要領((平成31年2月1日施行)以下「要領」という。)をよく読み、次の事項をご了承のうえ申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することで行政財産の貸付の公平性及び透明性、収入の確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、入札参加資格者又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から過去3年間に於いて、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者、若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は平川市に住所を有し、法人の場合は青森県に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税等を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 公告の日から過去3年間に於いて食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、平川市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり平川市と設置事業者との間で、別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」により契約を締結します。

イ 貸付期間

貸付の期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、原則更新はしません。

また、平川市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他平川市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとする。）を自らの費用負担で設置し、平川市が算定した電気料について、貸付料とは別に、平川市が指定する期日までに納付してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギーやノンフロン対応等の、環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び包装・プラスチックごみの回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、別紙1「貸付物件説明書」及び別紙3「仕様書」のとおりです。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、設置前に各施設担当者と協議すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、平川市の承諾があったときは、現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先 平川市役所本庁舎 3階 20番窓口 財政課管財係

提出期間 令和8年7月2日（木）から令和8年7月21日（火）

午前8時15分から午後5時まで 土日祝除く

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ持参又は郵送により提出してください。FAX、電子メールによる受付はいたしません。

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1-1、1-2）入札参加物件の入札参加欄に○をしてください（複数物件可）。

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）委任先が無い場合は提出不要です。

エ 事業者（会社）概要

オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 身分証明書又は登記事項証明書（写し可）

（ア）個人の場合：身分証明書

（イ）法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

ク 営業証明書（写し可、個人の場合）

ケ 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（本社のもの、写し可）

（ア）個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

（イ）法人の場合：「その3の3」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

コ 県税の納税証明書（本社のもの、写し可）

サ 市町村税の納税証明書（本社のもの、写し可）

シ 取扱商品一覧表（様式5）（通常取り扱っている商品）

ス 設置する自動販売機のカatalog（寸法等が確認できるもの。）

セ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

※「令和8年度平川市入札参加資格審査申請書」を提出している場合、ア、イ、オ及びシからセ

の提出のみで良い。

※カからサまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限る。

※アからサまでの共通書類については1部の提出とし、シからセの提出書類については物件毎に提出すること。

上記書類の審査により不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

(3) その他

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類は返却いたしません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 一物件につき同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれの入札も無効とします。

カ 提出書類に記載された個人情報、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(4) 入札参加資格の確認等

ア 申請書により入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに令和8年7月23日(木)午後5時までに、メール又はFAXで通知します。

イ 入札参加資格認定通知後において、入札開始前までに入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格の認定を取消します。

(5) 無資格者への理由説明

入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、書面で回答します。

ア 提出先 平川市役所本庁舎3階20番窓口 財政課管財係

イ 提出期限 令和8年7月28日(火)午後5時まで

ウ 提出方法 上記提出先に持参、メール又はFAXで提出

(6) 質問及び回答

募集に関しての質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 平川市役所本庁舎3階20番窓口 財政課管財係

イ 質問期限 令和8年7月13日(月)正午まで

ウ 提出方法 質問は、質疑応答書（様式7）により行い、上記提出先に持参、メール又はFAXで提出してください。（※メール又はFAXした場合は必ず電話で確認してください）

エ 回答期限 令和8年7月16日(木)午後5時まで

オ 回答方法 上記回答期限までに平川市ホームページに掲載します。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時 令和8年7月31日（金）午前10時から

入札の場所 平川市役所本庁舎4階 大会議室1

※入札会場への入室は、1者1名までとし、定刻までに入室すること。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書（様式8）

(ア)入札書は、物件毎に封入し入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。

(イ)入札金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付価格（以下「最低貸付価格」といいます。）を下回らないよう注意してください。

入札金額は、貸付期間中の対象物件の総額を記載してください。

(ウ)入札金額には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

(エ)提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 委任状（様式9）

(ア)代理人により入札するときは、必ず委任状（様式9）を提出してください。

(イ)使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

カ 記名及び押印のない入札書での入札

キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ク 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ケ 最低貸付価格未満の入札

コ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

平川市財務規則第151条第1項第2号により免除

(5) 落札者の決定

ア 最低貸付価格以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札結果については、落札者名、契約金額及び入札参加者数を平川市ホームページで公表しますので、あらかじめご了承ください。

ウ 落札者は、本市指定の様式により行政財産借受申請書を速やかに提出してください。

(6) 同価入札の取扱い

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、市内業者を優先とし、これにより決定しない場合は、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

(7) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、当該入札を辞退する旨を明記した入札辞退届（様式10）を平川市役本庁舎3階20番窓口 財政課管財係に提出してください。

イ 入札執行日にあっては、当該入札を辞退する旨を明記した入札辞退届（様式10）を入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、平川市が発行する納入通知書により、平川市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」第8条をご覧ください。

別途、設置事業者が負担する電気料金については、当該月の翌月に平川市が発行する納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金

平川市財務規則第182条第1項第7号により免除

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が入札参加の資格を失ったとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、平川市において新たな設置事業者を、決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を新たな設置事業者とします。

なお、設置を辞退した事業者は、今回の入札以降に行われる本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を制限する場合があります。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、平川市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと判断したとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、平川市が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、平川市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、平川市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負うものとします。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。

12 この募集要項に関する問合せ先

平川市 財政部 財政課 管財係

住所 〒036-0104 平川市柏木町藤山 25-6

電話 0172-44-1111（内線 1559）、0172-55-5734（直通）

FAX 0172-44-8619